

(公印省略)

公入管第 831 号  
平成27年3月27日

大分県建設産業団体連合会長  
(一社)大分県建設業協会会長 } 殿

大分県土木建築部長

### 工事費内訳書取扱要領の改正について(通知)

標記のことについて、別添のとおり改正したのでお知らせします。つきましては、貴傘下会員等に対し、周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 改正経緯等

現在、県発注工事に係る入札のうち、一般競争入札については、適正な積算による入札の促進等のため、工事費内訳書の提出をもとめているところです。

平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止や談合等不正行為排除のため、全ての公共工事の入札において、入札金額の内訳書の提出と発注者による適切な確認が、法律上義務づけられました。(入札契約適正化法第12条、第13条)

本県においても、今回の法改正に伴い、既に対応済みの一般競争入札と同様、指名競争入札においても入札金額内訳書の提出を求め、その確認を行うこととします。

ただし、改正初期の入札の混乱を緩和するため、指名競争入札で提出された内訳書の内容審査にあたっては、審査基準に該当した場合においても入札無効とはしない、「経過措置期間」を1年間設定することとします。

#### 2 改正の概要

##### (1) 内訳書提出の対象工事

指名競争入札による工事を追加

##### (2) 内訳書の呼称

法律上の表現(「入札金額の内訳を記載した書類」との整合及び県積算の内訳書との混同を避けるため、「工事費内訳書」を「入札金額内訳書」に改める。

##### (3) 土木関係工事と建築関係工事の取扱いを、項目分けすることにより明確化を図った。

##### (4) 低入札価格調査対象工事については、同調査で詳細な調査を行うことが可能であること及び入札時の審査事務軽減化の観点から、同調査対象工事以外の審査基準と統一化を図った。

##### (5) その他、現行運用と要領の整合を図った。

##### (6) 指名競争入札に係る経過措置を附則で規定した。

##### (7) 記載例を改め、明瞭化を図った。

#### 3 施行時期

平成27年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

(公共工事入札管理室)